

## 給水装置工事申込書兼設計書の閲覧等手続きについて

- 1 給水装置工事申込書兼設計書と個人情報の関わり  
給水装置工事申込書兼設計書には、お客様の氏名、住所及び給水装置番号等の個人情報に記載されているため、上下水道局は給水装置工事申込書兼設計書の管理を宇部市個人情報の保護に関する条例第4条の3の規定に基づき宇部市長に届け出ています。
- 2 給水装置工事申込書兼設計書で個人情報を取り扱う目的  
給水装置工事申込書兼設計書は、給水装置を適正に維持管理するために、宇部市上下水道局が保管しているものです。このため、給水装置所有者等以外の方には、個人情報の目的外提供に該当するため原則として提供できません。
- 3 一般的に閲覧ができる範囲  
給水装置工事申込書兼設計書閲覧等請求書の提出なしに閲覧ができる範囲は、道路上からメーターまでの平面図の個人情報を除く部分のみとなります。
- 4 給水装置工事申込書兼設計書の閲覧等ができる場合は次の場合に限られます。
  - (1) 給水装置の所有者本人又は水道使用者本人が閲覧等を請求する場合
  - (2) 給水装置の所有者本人又は水道使用者本人から委任を受けた方が、閲覧等を請求する場合
  - (3) アパートなどの管理をなさっている方  
(宇部市水道条例第16条の規定により代理人として届け出されている方)
  - (4) 宅地建物取引業者が給水装置所有者又は水道使用者と締結した媒介契約書を提示して閲覧等を請求する場合
- 5 請求者等の本人確認について
  - (1) 給水装置の所有者本人又は水道使用者本人が閲覧等を請求する場合は、請求者の身分証明書の提示を求めます。
  - (2) 給水装置の所有者又は水道使用者から委任を受けた方が、閲覧等を請求する場合は、委任状欄に給水装置の所有者又は水道使用者の自署、押印を求めます。また、請求者の身分証明書の提示も求めます。
- 6 所有者名義について  
委任状の所有者と給水装置工事申込書兼設計書の所有者(名義)が異なる場合は、閲覧・写しの交付ができません。これは、上下水道局に届け出られた方の情報が、必ずしも現在の所有権を有する方の情報とは限らないためです。  
この場合、「給水装置所有者変更届」をあわせて提出してください。なお、様式については、ホームページからダウンロードができます。
- 7 身分証明書について  
以下のとおりとします。ただし、顔写真が貼られていない身分証明書については複数の書類が必要です。
  - (1) 運転免許証
  - (2) 旅券
  - (3) 給水装置工事主任技術者証
  - (4) 宅地建物取引主任者証
  - (5) その他
- 8 写しの交付に要する費用  
白黒コピー: 1枚当たり10円 カラーコピー: 1枚当たり20円 A3サイズまで